がいこくじんそうごうそうだん 「外国人総合相談センター」への相談から あたら ざいりゅうかんりせいど Q.32) 新しい在留管理制度について (3) "Q & A"

ざいりゅう

じょうほう

 $\mathbf{Q.1}$)「在 留カード」には、どんな情 報が書かれるの?

はんごう しめい せいねんがっぴ せいべつ こくせき ちぃき A.)カードの番号、氏名、生年月日、性別、国籍・地域、 住居地(日本で住んでいるところ)、在留資格、就労制限があながいのようが、 まんりょうび ま ひ にゅうこくきょ るか無いか、在留期間とその満了日(終わりの日)、「入国許 可」や「在留期間更新」など許可の種類とその許可年月日、 こうふねんがって ゆうこうきかん ま む がおじゃしん さいいじょう 交付年月日、有効期間が終わる日、顔写真(16歳以上の 場合)が印刷されます。また、高いセキュリティー機能を持つ じょうほう

I Cチップが付けられ、これらの情報が記録されます。 がいこくじんとうろくしょうめいしょ

Q.2)「在留カード」と「外国人登録証明書」の違いは何? ちゅうちょうきかん

A.) ◆在留カードは、中長期間(90日を超えて)日本に住む きょか がいこくじん こうふ ふほうたいざいしゃ こうふ ことが許可された外国人にだけ交付され、不法滞在者には交付さ れません。◆在 留 カードを見れば、その外国人が 働 くことがで ざいりゅうしかく かんたん きる在 留 資格を持っているかどうかが簡単にわかるようになり ます。◆外国人登録証明書には、登録事項のほとんどが書かれ

こじんじょうほうほご ましたが、在留カードには、個人情報保護の意味もあって、必 か ようさいしょうげん じょうほう がい こくじんとうろく しょうめいしょ 要最小限の情報しか書かれません。◆外国人登録証明書は、

いんかんしょうかい みんじじょう けいやく かいしゃせつりつ ふどうさんとうき ぎんこう 日鑑 証 明や民事上の契約、会社設立のための不動産登記、銀行 こうざかいせつ ひつよう はあい にちいない たんきたいさい 口座開設などのために必要な場合、90日以内の短期滞在であっ ざいりゅうかんりせいど

ても交付されましたが、 新 しい在留管理制度では、短期滞在者

に在留カードが交付されることはありません。

Q.3)「在 留カード」はどこでもらえるの?

Unation of Club あたら にほん にゅうこく ひと A.)●新規入国者 (新 しく日本に 入国 した人)

はねだくうこう ◆成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港から入国 し、中 がいこくじん ざいりゅう 長 期在留者になった外国人には、その場で在留カードが交付 ざいりゅう りょけん た しゅうにゅうこくこう りょけん さいりゅう こくれます。◆他の出入国港では、旅券に「在留カード後

日交付」という印が押され、市町村に届け出た住所あ ごじつ かんいかきとめ ゆうそう

てに、在留カードが、後日、簡易書留で郵送されます。

(*住所の届出をしてから2週間たっても届かない場合は、問い ほうむしょうにゅうこくかんりきょく 合わせて確認してください。法務省入国管理局:03-3580-4111)

ちほうにゅうこくかんりかんしょ さいたまけんざいじゅうし

在住外国人 の 場合 : 地方入国管理官署 (埼玉県在住者

は、原則として「さいたま出 張 所」) で交付されます。 とどけで おこな

Q.4) 様々な届出は、どこで 行 うの?

A.) ●住居地 (住所)の届出: 新規の場合も変更の場合も、住 ざいりゅう んでいるところの市町村で行います(在留カード及び届出書 ち ほ うにゅうこくかんりかんしょ ひつよう

を提出)。地方入国管理官署に届ける必要はありません。

きさいじこう か ●住居地以外の記載事項(書かれている内容)の変更届出:

> 地方入国管理官署で行います。旅券と在留カード とどけでしょ しゃしん まい さいいじょう 届出書 、写真 1 枚 (16歳以上の 人)、必要な場合は変更したことを示す資料を ₹ 出してください。

选自外国人综合咨询中心的咨询问题

问题32) 新的在留管理制度

问题1) "在留卡"上记载哪些个人情报?

回答) 记有卡号、姓名、出生年月日、性别、国 籍·地区、居住地(在日本的住址)、在留资格、有 无劳动就业限制、在留期限和满期日(有效期截止 日)、"入国许可"和"在留期间更新"等许可的种 类与得到许可的日期、发行日期及有效期截止日、 照片(16岁以上的人)。另外卡上还有装有高性能安 全防伪IC晶片,IC晶片中也储藏有上面的情报。

问题2)"在留卡"与"外国人登录证明书"有什么 不同?

回答) ◆在留卡只发给在日本有中长期(超过90 天) 在留资格的外国人, 不发给非法在留者。◆从 在留卡上可以简单地判别此人是否持有可以劳动就 业的在留资格。◆外国人登录证明书上记载了登记 内容的几乎所有事项,而在留卡出于保护个人情报 的角度只记载了最小范围的信息。◆当出现需要在 日本办理印章证明、签民事合同、开公司时的房产 登记、或在银行开设帐户等事由时,即使是90天以 内的短期在留资格也可以申请办理外国人登录证明 书,可是新的在留管理制度对短期在留者不发在留 卡。

问题3)在哪里领取"在留卡"?

回答)●新办签证入境者(新办签证来日 本的人):◆从成田机场、羽田机场、中 部机场、关西机场入境并持中长期在留



资格的外国人, 在机场当场领取在留卡。◆从其他 机场与港口入境的外国人,护照上会被盖上"改日 发放在留卡"的印,再在市町村办理好住址登记 后,入管局会用简易挂号信把在留卡邮送到您登记 的住址。

(*若住址登记后过了2周还收不到在留卡,请打电话到法 务省入管局确认:03-3580-4111)

●已在国内居住的外国人:在人国管理处领取(埼玉 县的外国人原则上在"さいたま出張所"办理)。

问题4)除此以外的各种手续要到哪里去办?

回答)●居住地的申报:不论是新来日本者还是要变 更居住地都在市町村的柜台办理(出示在留卡与申报 书)。无需向人国管理局申报。

●除住址以外,要申请变更在留卡记载内容时:需要 到地方入管局去办理变更申请手续。办理 变更时提示护照及在留卡、申报书、照片 1张(16岁以上的人)、在必要时还需要提 交变更内容的证明资料。

